

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

01 大気汚染防止対策事業

施策

1 事業の目的

大気汚染を防止し、大気環境の浄化対策を進め、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から排出されるばい煙の検査及び環境中の大気汚染物質の常時監視等を行う。

3 事業の現状及び課題

(1) 大気汚染物質調査事業

大気汚染防止法に基づき、大気測定局において、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施。

●測定局：鳥取県庁西町分庁舎、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前、境港市誠道町

(2) ばい煙調査事業

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設等への立入検査を実施するとともに、その排出ガスを採取・測定し、排出基準の適否を確認・指導。

(3) 有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、健康リスクがある程度高いとされる「優先取組物質」のうち21物質について大気中の濃度を調査。

●調査地点：鳥取県庁西町分庁舎、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

●調査頻度：月1回(24時間連続採取)

実績

(1) ばい煙調査事業

平成28年度末における大気汚染防止法に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1,048施設、揮発性有機化合物排出施設7施設、一般粉じん発生施設273施設であった。これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ132施設に立入りするとともに、下表のとおり排出ガスの調査を行った。

表 煙道中排ガス測定(行政検査)状況

	いおう酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合計	
	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数
ばい煙発生施設	3	0	4	0	0	0	4	0	11	0

(2) 大気汚染物質調査事業

平成28年度の環境基準の達成状況は下表のとおりであり、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、すべての地点で環境基準を達成した。光化学オキ

シダントについては、全国的に環境基準の達成率が低い状況にあり、本県においても前年度に引き続き、すべての地点で環境基準を達成しなかった。非メタン炭化水素については、指針値以下であった。微小粒子状物質については、例年、環境基準を達成しないことが多いが、平成28年度は全ての局において、長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成した。なお、平成27年5月より、鳥取保健所の機能を県庁西町分庁舎に移設して監視を行っている。

表 環境基準の達成状況

測定局	所在地	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
県庁西町分庁舎(一般局)	鳥取市西町1-401	○	○	○	○	×	○
米子保健所(一般局)	米子市東福原1-1-45	○	—	○	○	×	○
倉吉保健所(一般局)	倉吉市東巖城町2	○	—	○	○	×	○
境港市誠道町	境港市誠道町225-1	—	—	○	—	—	○
栄町交差点(自排局)	米子市加茂町1-1鳥取市栄町502	—	○	○	○	—	—
米子市役所前(自排局)	米子市加茂町1-1	—	○	○	○	—	—

(備考) ○:達成 ×:非達成 △:長期的評価では達成したが、短期的評価で非達成 —:未測定又は未評価

(3)有害大気汚染物質モニタリング事業

調査を行った全ての物質で環境基準値又は指針値を下回る結果となった。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「大気汚染防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20415>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

02 石綿飛散防止対策事業

施策

1 事業の目的

石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事、建築物への立入検査及び指導等を行い、石綿による県民への健康被害を未然に防止する。

2 事業の内容

大気汚染防止法及び鳥取県石綿健康被害防止条例に基づき、解体等工事を規制・指導する。

- (1)平成17年6月、株式会社クボタが石綿による従業員の労働災害を公表し、その後、工場周辺の住民被害が明らかになる等、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。
- (2)石綿は、日本国内で約1,000万トン使用され、その大部分は建築材料に使用されており、耐用年数を迎えた建築物の解体等が、今後増加すると予想されている。
- (3)国では、大気汚染防止法等関係法令の改正及び「石綿被害救済法」の制定等が行われた。
- (4)鳥取県では、石綿含有材料を使用した建築物の管理及び解体等工事による県民への健康被害の防止を図るため、平成17年10月に「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例(現在の「鳥取県石綿健康被害防止条例」)を制定した。条例により、大気汚染防止法では規制されていない石綿含有建材についても規制を行っている。

3 事業の現状及び課題

- (1)建築物の適正な解体等
石綿の除去等を伴う建築物の解体等工事への立入検査を行い、作業基準の遵守等を指導。
- (2)建築物における石綿の適正管理
吹付け石綿が使用されている多数の者が利用する建築物への立入検査を行い、適正な管理を指導。
- (3)環境中濃度の調査
環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、調査を行う。

実績

(1)建築物及び解体等工事に対する指導

石綿が使用されている建築物及び解体等工事現場に立ち入りし、建築物における石綿の適正管理、解体等工事における石綿の飛散防止措置の徹底等を指導した。

(2)環境中濃度の調査

一般環境中における石綿粉じんの飛散状況を把握するため、県内3地点において、アスベストモニタリングマニュアル第4.0版(平成22年 環境省 水・大気環境局 大気環境課)に基づき調査を実施した^{※1}。

調査の結果、総繊維数濃度が1本/Lを越えた地点はなく、全ての地点において、大気汚染防止法に定める石綿製品等製造工場の敷地境界における濃度基準を下回った。

※1 石綿以外のものを含む繊維数を位相差顕微鏡で計数し、総繊維数濃度が1本/Lを超過した場合は、電子顕微鏡で石綿を同定する方法

【調査地点】

鳥取市、倉吉市及び米子市内各1地点 計3地点

調査地点		調査期間 ^{※1}	繊維数濃度 ^{※2, 3, 4}
名称	所在地		
西町分庁舎	鳥取市西町	平成28年6月13日から15日	0.36
		平成28年9月13日から15日	0.28
		平成28年12月12日、15日、27日	0.077
		平成29年3月13日から15日	0.16
倉吉保健所	倉吉市東巖城	平成28年6月13日から15日	0.41
		平成28年9月13日から15日	0.10
		平成28年12月12日、13日、19日	0.11
		平成29年3月13日から15日	0.052
米子保健所	米子市東福原	平成28年6月13日から15日	0.55
		平成28年9月13日から15日	0.46
		平成28年12月12日、13日、19日	0.19
		平成29年3月14日から16日	0.11

※1 当該期間中に1日あたり4時間捕集

※2 位相差顕微鏡で長さ5 μm以上、幅3 μm以下、アスペクト比(長さ/幅)が3以上のものを繊維状物質として計数

※3 一連の測定(3日間)の幾何平均値

※4 一連の測定のうち、位相差顕微鏡で1本/Lを超えたサンプルについては電子顕微鏡およびエネルギー分散型X線分析装置によるアスベスト繊維の確認を実施

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「アスベスト対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20424>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してくらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

03 騒音・振動・悪臭防止対策事業

施策

1 事業の目的

県民の生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、騒音規制法等に基づき、自動車騒音の常時監視を実施するとともに、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域等の見直し等を検討する。

2 事業の内容

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び鳥取県公害防止条例の規定に基づき、市町村の事務の支援を行うとともに、自動車騒音及び航空機騒音等の調査を行う。

3 事業の現状及び課題

- (1) 騒音防止対策
騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行に関し、市町村を支援する。
- (2) 自動車騒音常時監視
県内(市の区域を除く)の自動車騒音の状況を調査する。(8地点)
- (3) 航空機騒音調査
・鳥取空港周辺調査(3地点:2回/年)
・美保飛行場周辺調査(3地点:4回/年、1地点:通年)
- (4) 振動防止対策
振動規制法の事務に関し、市町村を支援する。
- (5) 悪臭防止対策
悪臭防止法の事務に関し、市町村を支援する。

実績

騒音の防止、良好な生活環境の維持に資するため、自動車騒音及び航空機騒音の調査を実施した。

(参考)平成29年3月31日現在の地域指定状況

(※市部については、各市長が地域指定を実施)

騒音規制地域:1町1村(八頭町及び日吉津村)

振動規制地域:1町1村(八頭町及び日吉津村)

悪臭規制地域:10町1村(若桜町、日野町、日南町及び江府町以外の市町村)

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「騒音・振動・悪臭の防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20425>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

04 PM2.5濃度の短期予報精度の向上に関する研究

施策

1 事業の目的

鳥取県が独自に行っているPM2.5濃度の情報提供精度を向上させることを目的とする。

2 事業の内容

- ①各種データ(PM2.5実測値、風向風速等)を利用した予測式(経験式)の構築する。
- ②高濃度時サンプル採取・分析

3 事業の現状及び課題

- ・鳥取県では国が定める「注意喚起のための暫定的な指針」に加え、より低い濃度(環境基準)について、独自に情報提供を行っている。
- ・現在の方法では適中以上に空振りが発生しており、過度に県民の活動を制限している可能性がある。

実績

自己回帰モデルによる予測モデルを作成し、濃度予測及び情報提供の判断への利用について検討した。

作成したモデルにより、H28年度結果について情報提供の判定について検証したところ、従来法に比べ精度の向上が見られたことから、より正確な情報提供が実施できる可能性があることが示された。

連絡先

衛生環境研修所 大気・地球環境室 電話:0858-35-5414

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

05 水質汚濁防止対策事業

施策

1 事業の目的

工場及び事業場からの排出水の公共用水域への排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1) 特定事業場の立入調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場への立入検査を実施するとともに、その排水を採取・測定し、排出基準の遵守を確認・指導。

(2) 公共用水域等水質調査

水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における生活環境項目、健康項目等の水質検査を実施し、公表。

3 事業の現状及び課題

特になし

実績

平成28年度実績

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場に対する立入検査、排水の調査及び改善指導を行った。

立入検査状況(水質汚濁防止法適用事業場)

立入検査事業場延件数	排水調査事業場延件数	違反事業場件数	改善指導延件数	改善命令件数
192	116	2	2	0

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

06 浄化槽の設置推進

施策

1 事業の目的

公共用水域等及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置推進及び維持管理の徹底を図る。

2 事業の内容

- (1) 市町村への財政的支援による浄化槽の整備の推進
 - ・浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助している市町村に対し、その費用の一部を補助する。(市町村が補助する額の2分の1)
 - ・市町村が自ら設置を行う事業に要する経費を基金として造成する市町村に対し、その費用の一部を補助する。(設置費の5%)
- (2) 浄化槽の適正管理の指導
 - ・浄化槽管理者への適正管理(保守点検・清掃・定期検査)の啓発
 - ・指導事務の市町村への権限移譲の推進

3 事業の現状及び課題

- (1) 鳥取県の生活排水処理施設の整備状況は92.7%(平成27年度末現在)であり、100%を目標に各市町村等が整備を進めている。家屋間距離が大きい山間部などにおいては、経済的に有利となる浄化槽の整備が必要。
- (2) 浄化槽が機能を発揮するためには、適正な維持管理が必要であるが、県内の保守点検の実施率が80.4%(平成27年度実績)と低迷しており、適正管理指導事務を市町村へ移譲するなど指導監督体制の見直しを図っていく必要がある。

実績

平成28年度実績

1 浄化槽の整備の推進

浄化槽の設置を推進するため、次のとおり市町村への財政的支援を行った。

(1) 個人設置型

6,689千円(8市町:40基分)

(2) 市町村設置型

43千円(1町:1基分)

2 浄化槽の適正管理の指導

(1) 維持管理実施率

平成27年度末の浄化槽法に基づく保守点検等の実施率は次のとおりであった。

ア 保守点検……………80.4%

イ 清掃……………46.1%

ウ 定期検査……………50.4%

(2) 管理者への指導

法定検査結果や苦情等により、浄化槽管理者等に対して助言・指導を行った。

(3) 市町村への権限移譲

浄化槽の指導事務について、平成22年度から平成24年度までに12市町に対して権限移譲を行った。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「浄化槽とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

07 天神川流域下水道事業

施策

1 事業の目的

下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2 事業の内容

- 付帯設備工事(脱臭設備改築)
- 電気設備工事その28(脱臭設備改築)
- 付帯設備工事(脱臭設備改築)工事監理業務委託
- 脱水設備改築詳細設計業務委託
- 水処理施設改築詳細設計業務委託(ゲート・付帯設備)
- 幹線管渠更生工事
- 幹線管渠調査及び詳細設計業務委託

3 事業の現状及び課題

- (1)昭和40年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資源や観光資源などを考え、行政区域にとらわれないで効果的に整備できる「天神川流域下水道」として、昭和46年度から調査を開始、昭和48年度から事業を行い、昭和59年1月20日供用を開始した。
- (2)汚水処理を行う天神浄化センターの現処理能力は、3.2万平方メートル/日となっており、平成14年度末で水処理設備の整備を完了している。
また、関連市町が整備する管渠からつながる流域幹線管渠(県管理)は、平成9年度に全線(延長28.6キロメートル)完了している。
- (3)人口減少等の社会情勢の変化に伴う施設規模の見直しや、多くの施設で老朽化に伴う改築更新時期を迎えており、より適正に事業を実施していく必要がある。

実績

- 改築検討再検討業務委託 一式
天神浄化センター長寿命化計画に係る再検討を行った。
・設備機器の劣化状況等から優先順位の再検討を行った。
- 汚泥脱水設備外改築詳細設計業務委託 一式
汚泥脱水設備外改築工事の詳細設計を行った。
・天神浄化センター内の設備の内、水処理設備の散気装置装置及び汚泥脱水設備の改築に関する詳細設計業務を行った。
- 幹線管渠更生工事
幹線管さよの更生工事 L=524mを施工した。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「下水道整備」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=92899>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

08 農業集落排水事業

施策

1 事業の目的

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 汚水処理施設の整備
 - (2) 管路施設の整備
- など

3 事業の現状及び課題

- (1) 農業集落排水施設は、農村総合整備事業や農業集落排水事業などにより、県内では昭和57年度から湯梨浜町、日吉津村にて着手し、平成28年度までに県内18市町村で実施されている。
- (2) 鳥取県の生活排水処理施設普及状況は、平成27年度末で92.7%となっており、全国平均の89.9%(福島県を除く)を上回っている。
- (3) 今後も、着実に普及率の向上を図って行く必要がある。

実績

本県の汚水処理施設普及状況は平成27年度末で92.7%となっており、このうち農業集落排水施設については平成26年7月に普及率100%を達成しています。平成28年度は、既設農業集落排水施設について改築工事等を実施(2地区)した。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「集落排水」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34537>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

09 環境と調和のとれた畜産排水処理技術の改善と指導マニュアルの作成

施策

1 事業の目的

畜産経営から排出される汚水が排水基準を満たすような処理の適正化を図るため、既設浄化槽の改造や技術導入による現地実証試験を実施し適正運転を推進する。また、指導者向けに現場での測定項目や簡易分析方法の検討を行い、現場測定マニュアルを作成する。

2 事業の内容

項目	内容
(1) 硝酸性窒素等の排出基準引下げに対応した窒素除去率の向上試験(平成27～29年度)	窒素除去に有効である間欠曝気法や循環式硝化脱窒法などのコストや地球温暖化ガス発生量等の比較を行い、窒素除去率の向上を目指す。
(2) 日常管理の労力削減、運転の安定及び安全化。技術導入コストや維持コストの低減。	既設浄化槽の性能調査と散気管の形状、固液分離方法や汚泥量など浄化処理方法について検討を行い、浄化槽の改良や設計に必要な規模計算に利用する。
(3) 浄化処理の適正運転のための迅速な測定方法の検討(平成26～29年度)	指導者(環境アドバイザー)向けに現場での測定項目や簡易分析方法の検討を行い、「現場測定マニュアル」を作成する。また、改造事例集や新技術の導入事例集を作成する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 畜産農家から排出される汚水は、家畜尿以外に畜舎から排出される洗浄水や搾乳施設からの排水があるが、これらの汚水には窒素やリンが多く含まれるため、地下水や河川へ流出した場合は水質汚濁の原因となる。そのため、水質汚濁防止法により、一定規模以上の畜産事業所から排出される汚水については、所定の水質を満たすよう処理を行うことが義務付けられている。
- (2) 水質汚濁防止法の硝酸態窒素等の排出基準(一般基準100ミリグラム/リットル)が平成25年7月より改正(暫定基準700ミリグラム/リットル)となり、3年後に再度見直しされる予定である。このため、畜産農家は硝酸性窒素等の浄化処理技術の導入が必要である。
- (3) 県内に普及した中古FRPサイロを利用した簡易曝気処理や人間用合併浄化槽は設置から約10年が経過し、設計時より飼養頭数や搾乳頭数が増加して浄化槽の処理規模が不足している。また、独自の設置や人間用を利用しているためメンテナンスの委託ができず、管理方法が未整備である。

実績

(1) 内容

- 1) 中古FRPサイロを活用した連続式活性汚泥法の最終沈殿槽にスカム除去装置と小型の計量槽を設置することで、安定的な水質維持とスカム除去作業の自動化による労力低減ができた。
- 2) 多孔質素材2種(発泡ガラス及び合成ゼオライト)を20℃条件下で4時間曝気すると無機態窒素を除去する効果があり、合成ゼオライトは5℃条件下でも無機態窒素を低減する。

(2) 達成度

1) 硝酸性窒素等の排出基準引下げに対応した窒素除去率の向上試験

前年度の酪農家での実証試験の改善事例PRIにより、スカムの除去に苦勞されていた酪農家から担当普及員を通じて相談があり、取り付け方法や操作方法について普及員と技術の共有ができ、多項目水質計による計測と水質分析により改善効果を実証した。

2) 新技術導入開発試験

実験室内規模ではあるが、低温下でのゼオライトによる無機態窒素の吸着と再生が確認され、新技術開発の可能性が見いだされた。

連絡先

農林水産部 中小家畜試験場 電話0859-66-4121

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

10 旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業

施策

1 事業の目的

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山の坑廃水処理等を実施し、鉱害を防止する。

2 事業の内容

- (1)旧岩美鉱山の坑廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理及び処理施設の維持管理に必要な事業を行う。
- (2)旧太宝鉱山の坑廃水処理を行う機関に対し補助を行う。

3 事業の現状及び課題

坑廃水の処理を常時実施することで下流河川の水質改善及び農用地の汚染防止を図っている。

また、坑廃水処理後に発生する脱水殿物について、リサイクルの推進を図ることで、さらなる安定的な処理を進める必要がある。

実績

○旧岩美鉱山については、岩美町に坑排水処理業務を委託し、旧鉱山から出水する坑排水の中和処理を適正に実施するとともに、坑排水処理施設の管理を実施した。

○旧太宝鉱山については、事業主体である公益財団法人資源環境センターに対して坑排水処理施設の管理に要する経費の一部を助成した。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

参考URL

水・大気環境課のwebサイトから
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

11 企業立地事業環境整備補助金

施策

1 事業の目的

大規模投資における県内工業団地への企業立地促進、工業用水の利用促進を図るとともに工場排水に伴う周辺環境や農林水産業への影響を防止するため、県内の工業団地において新增設を行う企業に対し、排水処理施設の整備に係る経費の一部を補助する。

2 事業の内容

(適用対象)

企業立地等事業助成条例における補助基準を満たすとともに以下のいずれかの条件を満たした企業で、排水処理施設の整備に1億円以上の投資を行う企業

<要件>

- (1) 県営工業団地において企業立地事業を行う者
- (2) 県営工業用水道から1,000立方メートル/日以上給水を受ける契約をしている者
- (3) 100人以上の新規常時雇用労働者の増加が見込まれる事業を行う者
- (4) 次の要件のいずれも満たす事業を行う者
 - ア 投下固定資産額が20億円以上であること
 - イ 新規常時雇用労働者が30人以上であること

(補助額)

排水処理施設の整備に要する経費の2分の1(限度額5億円)

3 事業の現状及び課題

県営工業団地等への誘致折衝案件においては、団地内における排水処理施設の整備が十分でないことから、自家処理での設備コストが立地する上での大きな隘路となっており、平成21年度に本制度を創設した。これまで企業のニーズに応じて制度の見直しを進めてきており、平成24年度に大幅な制度改正を行った。今後対象となる立地案件も増加すると考えられ、本制度が企業の大規模投資、県外企業の誘致、雇用の拡大に繋がると期待している。

実績

平成28年度実績

排水処理施設の整備に対して1件の助成(63,650千円)を行った。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-8080

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

12 ISO17025認定維持及び精度管理事業

施策

1 事業の目的

- 平成18年3月に取得した試験所認定の国際規格ISO17025の維持を継続し、試験検査精度の信頼性の確保と向上を図る。
- ISO17025認定対象外の試験についても、品質管理システムを導入することで、継続して信頼性の高い行政検査結果を提供できる体制を構築し、システムを改善しながら検査結果の品質向上と検査技術の強化を図る。
- ISO17025認定検査機関としてのノウハウを生かし、県内検査機関の分析技術及び精度向上のための支援を行う。

2 事業の内容

- (1)ISO17025認定維持
認定審査の受審、教育訓練及び精度管理(研修、技能試験の受講)の実施
- (2)行政検査における内部品質管理の推進と検査技術強化
検査担当者の技能向上を図るための研修プログラムの作成、導入
新たな検査方法の検証試験と標準作業書の整備
標準作業書に基づく検査の実施と検査結果の評価・業務管理
- (3)県内試験検査機関制度管理支援
技術研修会の開催、技術相談及び指導、精度管理試験

3 事業の現状及び課題

- 平成17年度に認定を取得して以降、品質システムや体制等の見直しを改善を行い、また、研修や技能試験の実施等を行いながら、当所の検査精度の向上に努めてきた。
- ISO17025認定範囲以外の試験についても、検査手順書の整備等を進め、ISO17025に準拠した品質管理の実施に向けて作業を進めている。

実績

- (1)ISO17025の認定維持
 - ・衛生環境研究所品質管理要綱に基づき、教育訓練・内部監査・マネジメントレビュー等を実施し、試験業務の精度の維持管理を行った。
 - ・ISO17025の登録を継続するための全項目審査を平成28年9月8日、9日に受審し、認定更新可と判定された。
- (2)行政検査における内部品質管理の推進と検査技術強化
 - ・年間の研修計画に基づき、技術研修等を受講することで、検査担当者の技能向上を図った。
 - ・標準作業書を順次整備し、内部での品質管理を推進した。
- (3)県内試験検査機関制度管理支援
 - ・県内の民間検査機関等からのマニュアルや分析技術に関する相談に対し、助言等を行った。
 - ・県内の環境分野の検査機関に対し、精度管理技能試験を実施した。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5412

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「衛生環境研究所」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144227>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

13 土壌汚染防止対策事業

施策

1 事業の目的

特定有害物質による土壌汚染の状況を把握するための措置等を行い、土壌汚染対策を図ることにより、県民の健康を保護する。

2 事業の内容

- (1)土壌調査に関する指導
- (2)汚染している土地の管理に関する指導
- (3)汚染土壌の適正処理に関する指導
- (4)地下水質調査の実施

3 事業の現状及び課題

- (1)土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない(平成28年度末現在)。
- (2)土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の汚染土壌処理業の許可はない(平成28年度末現在)。

実績

平成28年度実績
・土壌汚染に関する調査や土壌汚染に基づく地下水汚染の原因調査等について指導・助言を行った。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトより
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

14 酸性雨調査事業

施策

1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、被害の未然防止に資する。

2 事業の内容

- (1) 東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
- (2) 県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

3 事業の現状及び課題

- (1) 酸性雨モニタリング
県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。
・調査地点：氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)
- (2) 酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査
長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)
・調査地点：大山地内
・平成28年度調査内容：植生調査(毎年実施)、土壌調査(5年に1度実施(次回調査：平成30年度))

実績

○酸性雨モニタリング(単県)については、若桜町及び湯梨浜町の2カ所において調査を実施し、県内の酸性雨の実態把握に努めた。

○酸性雨長期モニタリング調査(環境省委託)については、7月末に大山隠岐国立公園において樹木衰退度調査を実施した。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現

5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

15 とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業

施策

1 事業の目的

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例が、平成25年4月から施行された。条例の制定趣旨を広く県民等へ周知するとともに、県、事業者、県民の責務が果たされるよう関連事業を積極的に推進する。

2 事業の内容

(1) 県民運動的な取り組み

涵養と利用を巡る地下水シンポジウムや、地下水・名水ツーリズムの開催や、とっとり(因伯)の名水を追加選定するなどの拡充を図り、とっとりの育む水環境の保全の大切さや条例の趣旨を広く周知する。

(2) 地下水利用協議会の事業への支援

地下水採取事業者により構成される協議会が行う地下水位モニタリングに対して、支援を行う。

(3) 地下水研究プロジェクトの推進

地下水の賦存量、流動等の解明等を行い、持続的な利用に向けた研究を流域別に推進する。

3 事業の現状及び課題

<鳥取平野>

- 鳥取平野には、少なくとも3層の地下水が存在する。そのうち1層の不圧地下水は、長期的に水位変動がなく、良好な状況である。一方、2層ある被圧地下水は、平均海面の高さ以上にまで水位が回復している状況であり、現状では枯渇のおそれはない。
- 鳥取平野の地盤沈下は沈静化しているが、平野の北東部で被圧地下水の塩水化が観測されている。これは、深部地下水の影響であると考えられるが、現在、塩分濃度の上昇は収まっている。
- 持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握し、塩水化の推移について監視していく必要がある。

<大山南西麓>

- 大山南西麓の表層は、火山性堆積物で覆われ、浸透性が高い。このため、雨や雪などの降水量の10～20パーセントが深層地下水に供給されている。
- 年間降水量を2,300ミリメートルとすると概算で深層地下水の全量は、4,400万立方メートルあると推測され、豊富な水量がある。
- 持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握する必要がある。また、灌漑用水の実態や河川流量を含めて常時監視していく必要がある。

<鳥取県西部の地下水流動解析>

- 条例に基づき平成25年5月に鳥取県地下水研究プロジェクトを設立。
鳥取県西部の地下水流動解析に向けて、データの収集と解析を実施中である。

実績

平成28年度実績

- ・鳥取県持続可能な地下水利用協議会と協力して、水の日フォーラムを開催した。また、同協議会が実施している、県内各地の地下水位モニタリング結果のとりまとめに協力した。
- ・鳥取県地下水研究プロジェクト及び鳥取県環境審議会温泉・地下水部会の有識者等に対して、とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の見直しに関する検討会を開催するなど、条例見直しに関する検討を行った。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=207896>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してくらせる生活環境の実現 5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

16 水道水源等監視指導事業

施策

1 事業の目的

将来にわたり水道水の安全性を確保する。

2 事業の内容

- (1)水道施設の適正管理のため監視指導を実施。
- (2)衛生環境研究所における水質検査方法について妥当性評価を実施。
- (3)水道水質検査機関を対象に精度管理を実施。

3 事業の現状及び課題

県内の水道事業等の状況(平成27年3月31日現在)

上水道事業数:14
簡易水道事業数:193
専用水道施設数:37

実績

平成28年度実績

- (1)県内111施設(対象全施設数202)に対し、監視指導を行った。
- (2)水質基準項目及び管理項目(8項目)について妥当性評価を行った。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402 ファクシミリ
0857-26-8194

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水道」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20226>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

17 公害苦情相談窓口の設置

施策

1 事業の目的

身近な公害問題で県民が困ったときのために苦情相談窓口を設置し、相談の受付や処理にあたることで、安全・安心に暮らせる生活環境の実現に資する。

2 事業の内容

公害苦情相談窓口を設置し、苦情者から相談を受け付け、その処理にあたる。(各市町村担当部署、東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所生活環境局)

3 事業の現状及び課題

平成27年度 公害苦情相談件数 479件

実績

平成28年度公害苦情相談件数 346件(前年度から133件減)

[内訳]

- ・典型7公害 216件
※典型7公害のうち、件数が最も多かったのは大気汚染の62件
件数の増減が最も大きかった公害は大気汚染(43件減少)
- ・典型7公害以外が130件
※典型7公害以外では、廃棄物投棄が昨年度の117件から減少したものの、95件と多い。

■典型7公害

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壌の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下及び(7)悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この(1)から(7)までの7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「苦情相談窓口の設置」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

18 公害紛争処理制度

施策

1 事業の目的

県内で発生した公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行い、その迅速かつ適正な解決を図る。

2 事業の内容

- (1) 公害審査委員候補者を委嘱する。
- (2) あっせん・調停・仲裁を行う委員会等を設置し、問題の解決にあたる。

3 事業の現状及び課題

- (1) 公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等を行うための制度であり、本県では、法律分野等の専門家からなる公害審査委員候補者9名を委嘱している。
- (2) 公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人が対策をとらないときの対応に当たり、申請に応じて、あっせん・調停・仲裁を行う委員会等を設置し、公害紛争の解決を図っている。

実績

○公害紛争事件の処理状況
H28年度は係属中の事件、新規の申請等はなかった。

連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「公害紛争処理制度」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-2 環境汚染化学物質の適正管理

01 環境汚染化学物質対策事業

施策

1 事業の目的

化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について実態を把握する。
また、ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策等を進める。

2 事業の内容

- (1) 近年、身の回りで、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。
- (2) 特に、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるなど、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)が問題となっている。

3 事業の現状及び課題

(1) ダイオキシン類対策事業

● 常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類濃度調査を実施。(調査地点: 大気4地点、水質・底質27地点、地下水6地点、土壌12地点)

● 特定施設の立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設へ立ち入り、構造・管理状況等を確認・指導を行う。また、立入検査の一環として、排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行い、排出基準の適否を確認・指導。(検査件数: 排出ガス14施設、排出水2施設)

(2) 環境ホルモン濃度調査事業(H28年度実施: 隔年実施)

内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

(3) 化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、天神川のカワウ、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

実績

I ダイオキシン類対策事業

○ 常時監視

1 調査期間

平成28年4月～平成29年2月

2 調査地点数

(1) 大気: 4地点…年4回

(2) 水質・底質: 18地点(河川: 7、湖沼: 5、海域: 6)…年1回
9地点(河川)…年2～5回

(3) 地下水: 6地点…年1回

(4) 土壌: 12地点(一般環境土壌: 7地点、発生源周辺土壌: 5地点)…年1回

3 測定結果の概要

測定結果は表1のとおりであり、すべての項目、地点で環境基準を達成しました。また、平均値については、全国調査の平均値と同程度もしくは下回る値となりました。

表1 ダイオキシン類測定結果

調査区分	測定結果			平成27年度全国			環境基準	
	平均	最小	最大	平均	最小	最大		
大気(一般環境)	0.012	0.010	0.013	0.021	0.0042	0.49	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	
公共用水域	水質	0.13	0.021	0.42	0.18	0.011	4.9	1 pg-TEQ/L以下
	底質	3.9	0.17	23	7.1	0.059	1100	150 pg-TEQ/g以下
地下水	0.027	0.018	0.047	0.042	0.0036	0.88	1 pg-TEQ/L以下	
土壌	一般環境	1.5	0.0042	6.7	1.8	0	100	1,000pg-TEQ/g以下
	発生源周辺	1.1	0.0017	3.7	4.4	0	100	以下

表2 大気の大ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/m³)

測定地点	春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値
県庁西町分庁舎(鳥取市)	0.0093	0.012	0.0092	0.0095	0.010
倉吉保健所(倉吉市)	0.0090	0.011	0.010	0.014	0.011
米子保健所(米子市)	0.011	0.012	0.011	0.011	0.011
境港市役所(境港市)	0.010	0.013	0.011	0.016	0.013
環境基準					0.6以下

表3 公共用水域(水質・底質)の大ダイオキシン類濃度(水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g)

測定地点		水質	底質 (最大値～最小値)
河川	千代川 市瀬	0.038	0.17
	天神川 穴鴨	0.030	0.59
	日野川 生山	0.053	0.40
	蒲生川 本庄	0.055	2.8
	由良川 瀬戸	0.34	2.0
	佐陀川 佐陀	0.064	0.27
	玉川 巖城	0.12	1.3
	塩川 県道下(本流上流部)	0.24	2.6
	塩川 国道東(本流中流部)	0.28	4.6
	塩川 国道東合流地点(本流中流部)	0.22	4.1
	塩川 塩川橋上流100m地点(本流中流部)	0.31	11
	塩川 塩川橋(本流下流部)	0.42	2.7
	塩川 支流上流地点(支流上流部)	0.092	1.9
	塩川 主要流入水路中流(支流中流部)	0.27	1.8
	塩川 国道東(支流下流部)	0.21	3.3
	塩川 県道上(本流上流部)	0.23	3.1
湖沼	湖山池 中央部	0.12	19
	東郷池 中央部	0.15	15
	中海 境水道中央部	0.047	0.23
	中海 葭津地先	0.045	23
海域	中海 米子湾中央部	0.023	2.1
	日本海 岩美町浦富地先1km	0.021	0.18
	日本海 鳥取市気高町八幡地先1km	0.023	0.17
	日本海 北栄町松神地先1km	0.021	0.20
	美保湾 境港市昭和町栄え港防波堤灯台の北方0.2km	0.026	0.27
	美保湾 米子市大篠津町地先沖合0.5km	0.025	0.87
美保湾 日野川河口地先北方1km	0.037	0.21	
環境基準	1以下	150以下	

表4 地下水のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)

測定地点	測定結果
(鳥取市)M氏宅井戸	0.020
(鳥取市)K氏宅井戸	0.034
(北栄町)米里水源地	0.047
(淀江町)高井谷水源地	0.022
(大山町)名和地区簡易水道第2水源地	0.018
(日野町)黒坂地区簡易水道水源地	0.019
環境基準	1 以下

表5 土壌(一般環境)のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)

測定地点	測定結果
(鳥取市)青谷小学校グラウンド	0.35
(琴浦町)琴浦保育所	6.7
(日吉津村)日吉津樽屋公民館	1.8
(南部町)南部町立会見第二小学校	1.3
(江府町)江府小学校グラウンド	0.042
(倉吉市)倉吉農業高校グラウンド	0.22
(日吉津村)日吉津上ロ一区公民館	0.060
環境基準	1,000 以下

表6 土壌(発生源周辺)のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)

測定地点(発生源)	測定結果
福部町テニス場	0.0017
八東総合運動公園	0.025
福部町グラウンド	1.3
境台場公園(児童公園)	3.7
下ノ川1号公園	0.48
環境基準	1,000 以下

【参考】

●ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

●1 pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラム。

●TEQ(Toxic Equivalent: 毒性当量)

ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン (2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

●ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号)【抜粋】

第26条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質(水底の底質を含む。以下同じ。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

○特定施設の立入検査

1 検査対象施設

ダイオキシン類対策特別措置法第2条に規定される「特定施設」のうち、大気排出基準適用施設13施設及び水質排出基準適用事業場2事業場

2 期間

平成28年9月～平成29年2月

3 検査結果の概要

(1)大気排出基準適用施設

検査を実施した13施設すべて排出基準を満たしていた。

(2)水質排出基準適用事業場

検査を実施した2事業場すべて排出基準を満たしていた。

Ⅱ 環境ホルモン濃度調査事業 内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。平成28年度調査ではいずれの地点においても基準値の超過はなかった。

Ⅲ 化学物質環境実態調査事業 一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ及び天神川のカワウ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより
「ダイオキシン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20423>

水・大気環境課webサイトより
「環境ホルモン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20426>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-2 環境汚染化学物質の適正管理

02 化学物質管理促進事業

施策

1 事業の目的

県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表（情報提供）することで、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し環境の保全を図る。

また、事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有し、化学物質の環境リスクの削減を目指す。

2 事業の内容

(1)近年、身の回りでは、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。
(2)平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、特定化学物質を使用する一定の要件に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して国へ届け出ることとされた。

※PRTR法施行令の一部を改正する法令が平成20年11月21日付けで公布され、届出対象物質等が変更された。(平成21年10月1日一部施行)

また、国は届け出られたデータの集計を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

3 事業の現状及び課題

(1)届出書の受理

PRTR法による事業者からの届出書を受理し、国へ送付。

未届け事業者等に届出を促す等、県内の化学物質の使用実態の把握に努める。

(2)集計結果の公表

国が集計・公表したデータを活用して、県内のニーズに応じた集計・公表に努め、県民の化学物質に対する理解を促進。

実績

平成28年度PRTR届出について、241件(電子184件、紙57件)の届出書を受理した

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより
「PRTR」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-2 環境汚染化学物質の適正管理

03 フロン類対策

施策

1 事業の目的

地球温暖化の防止及びオゾン層の保護を図るため、フロン排出抑制法に基づき、第一種特定製品(業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器)について、フロン類の適正管理及び使用の合理化を推進する。

2 事業の内容

(1) 法による規制の徹底

- ・第一種フロン類充填回収業者の登録申請等の審査、指導等を行う。
- ・建設リサイクル部局等と合同で解体現場への立入検査を実施し、第一種特定製品からのフロン類の回収等、適切な廃棄について指導する。
- ・第一種特定製品の管理者に対して、管理基準の遵守等について指導・助言を行う。

(2) フロン排出抑制法の周知

- ・県政だより等の広報媒体や、関係団体の協力等を得て、フロン類の適正管理等について県民、事業者等へ広く周知・啓発を図る。

3 事業の現状及び課題

- ・平成27年4月1日からフロン排出抑制法が施行となり、フロン類の回収・破壊を対象とした規制に加え、新たに、第一種特定製品へのフロン類の充填行為や、機器管理者への適正管理に関する規制が拡大された。
- ・そのため、関係団体や市町村と連携を図りながら、機器の管理者や、第一種フロン類充填回収業者へフロン排出抑制法の制度の周知していく必要がある。

実績

フロン類の適正管理のため、環境省への第一種フロン類の充填回収量の報告などを周知し、適正管理を徹底した。

また、関係団体が作成したパンフレット等を各市町村で配架することにより、制度の周知に努めた。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-3 環境影響評価の推進

01 環境影響評価制度

施策

1 事業の目的

環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。

本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

2 事業の内容

大規模開発事業等の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

(1) 鳥取県環境影響評価審査会の開催
・配慮書、方法書、準備書、評価書等に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取

(2) 条例対象事業の審査・検討

3 事業の現状及び課題

【個別案件】

○環境影響評価条例に基づく手続中の一般廃棄物焼却施設(評価書の公告・縦覧まで完了)について、施設の処理方式決定に伴う対象事業変更届の審査を実施した。

実績

○平成28年度は審査案件がなく、審査会を開催しなかった。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「環境影響評価に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17854>

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してくらせる生活環境の実現 5-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

01 北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会参加事業

施策

1 事業の目的

平成19年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものにするため、サミット参加地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、地球環境の保全に貢献する。

●「環境交流宣言」の概要

- 1 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるとともに、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球温暖化防止など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。
- 2 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。
- 3 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府に対しても協力を呼びかけていきます。
 - ・砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
 - ・ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
 - ・渡り鳥など広域的な生態系の保全
 - ・海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

2 事業の内容

各地域の環境情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築する。

3 事業の現状及び課題

・平成27年10月に韓国江原道において「畜産ふん尿の資源化方案(バイオマスの活用を含む)」を主題発表テーマにした協議会に参加。
鳥取県からは、県内畜産ふん尿の堆肥化やメタン発酵事例等を照会するとともに、木質バイオマスの推進施策や利用施設の具体例等について発表した。

意見交換では、本協議会のような意見交換の場を持つことは重要であり、引続き各地域の環境問題に取り組む関係者が交流・意見交換を行うことで各地域がともに持続的な発展を目指すとの認識を確認した。

実績

- ・第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット(平成19年10月)で採択された「環境交流宣言」に基づき、平成28年8月に中国吉林省において開催された「第9回北東アジア環境保護実務者協議会」に参加。
- ・今回の主テーマである「北東アジア沿線国家の環境発展戦略」について、各地域の取組状況と課題について情報共有を図った。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

5 安全で安心してらせる生活環境の実現 5-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

02 第12回鳥取県・江原道環境衛生学会

施策

1 事業の目的

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究者並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させる。

2 事業の内容

- 開催予定月：平成28年10月
- 場所：韓国江原道
- 参加者：約80名を予定
 - ・基調講演
 - ・調査研究発表
 - 環境分野 鳥取県、江原道が1題ずつ
 - 衛生分野 鳥取県、江原道が1題ずつ
 - ・共同研究発表
 - ・意見交換会

3 事業の現状及び課題

平成13年に第1回の学会を開催し、これまでに計11回の学会を開催した。鳥取県と江原道で交互に開催し、学術交流を深めている。

実績

第12回鳥取県・江原道環境衛生学会を以下のとおり開催した。

- 1 開催日：平成28年10月19日(水)
- 2 場所：韓国江原道保健環境研究院
- 3 参加者：約60名
(鳥取県関係 7名、江原道保健環境研究院関係 約53名)
- 4 概要：鳥取県衛生環境研究所と江原道保健環境研究院の研究者が一堂に会し、両院が行う調査研究についての発表、討議及び両地域の抱える衛生環境分野の諸課題について活発な意見交換が行われた。
 - 黄砂共同研究発表
 - 「春川地域の黄砂の特性」
江原道保健環境研究院 研究士 金旻洙(キム・ミンス)
 - 「鳥取県から観測された黄砂の特徴について」
衛生環境研究所 大気・地球環境室 室長補佐 畠山 恵介
 - 「春川地域と鳥取県地域の黄砂成分の特性」
江原道保健環境研究院 大気評価科長 崔承奉(チェ・スンボン)
 - 研究発表(環境分野)
 - 「松川上流の魚類相及び水生態健康性の評価」
江原道保健環境研究院 研究士 李建鎬(イ・ゴンホ)

「塩化揮発による落じん灰からの金属分離技術の実証」
衛生環境研究所 リサイクルチーム 研究員 有田 雅一

○研究発表(衛生分野)

「江原道内マーズ(MERS)患者発生の現況及び疫学的特徴」
江原道保健環境研究院 研究士 高析鉉(コ・ソクヒョン)

「大麻草の麻薬成分試験法の検討」
衛生環境研究所 化学衛生室 研究員 長谷川 拓紀

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5412

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>